

名古屋北部民商ニュース

発行：2022年1月31(月) No.458

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

困ったら民商へ！紹介の輪を広げよう！

1月に4人入会！3月末増勢へ引き続き頑張ろう



1人目は、北区の居酒屋を営む女性。毎年、税務署へ行って確定申告書を提出していたが、税務署員から「協力金収入があるので、税理士か商工会に相談したほうがいい」と言われ、悩んでいたところ、知り合いの居酒屋のママさん（民商会員）に民商を教えてもらった、とのこと。

2人目は、病気を患って退職し、ウーバーイーツの配達員をしているが、売上が多くなってきたので青色申告にしたほうがいいか、との相談で入会。3人目は、「税理士とトラブルになり、法人決算の相談に乗ってほしい」と事務所に電話

があり、年末に一度来所した方。年明けすぐ「大変なことになった」と電話が。

事情をきくと「株式会社が『みなし解散』になってしまった」とのお話。法人役員の変更登記を10年以上やっていないと、法務局から通知がきます。そこで「事業は継続している」旨の届け出をすればいいのですが、通知を見逃して、みなし解散になってしまう会社がしばしばあります。もちろん、継続するために登記をすれば復活できます。ところが、今度は「消費税の滞納が120万円あって、今月中に納めないと差押えと税務署に言われている」との相談。さっそく14日午後、西税務署へ事務局が同行し徴収部門の担当者と話し合いました。統括官と担当者の2人が対応。みなし解散になり、継続の手続きについて準備中であること、去年はコロナの影響で夏の売上の落ち込みがひどかったことなどを説明し、「分割納付の約束を守れなかったが、コロナの影響があったことも含めて差押えでなく、分割して払えるようにしてほしい」と訴え、「当面、可能な納付額で毎月納める」ことになりました。4人目は、中国料理の店を前のオーナーから引き継いだ中国出身の男性。前のオーナーが民商の会員だったそうで、「民商に相談するように」と言われていた、とのこと。「申告など何も分からないので教えてください」とほっとした様子で帰って行きました。

飲食業者悲鳴！「まんえん防止等重点措置」（1/21～2/13）

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の急拡大で、ついに愛知県も「まんえん防止重点措置」適用となりました。今回は、①酒類提供なし・営業午後8時まで ②酒類提供午後8時まで・営業午後9時まで と、どちらかを選択することができます。（あいスタ認証店のみ。非認証店は午後8時まで、酒提供なし）

①は、協力金が売上高に応じて3万円～10万円 ②は、2.5万円～7.5万円

営業時間短縮を知らせるポスターを作って掲示しておきましょう。

<名古屋市感染対策室の情報>

「PCR検査の検査試薬、抗原検査キットが不足し、検査できない状況が発生。そのため症状のない濃厚接触者の検査は当面実施しないこと、最終接触から10日間の自宅待機、外出自粛をお願いすることとします」

試薬も、海外依存だったため、すぐには解決できなさそうです。

これまで同様、感染対策を取り、体調管理に気を付けましょう。



事業復活支援金の詳細が公表されました

新型コロナウイルス感染症の影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者が対象。給付額は、（基準期間の売上高×2018年11月～2019年3月または2019年11月～2020年3月または2020年11月～2021年3月いずれかの売上高）－（対象月の売上高の5ヵ月分）。上限個人50万円、法人（年間売上1億円以下）100万円。期間1/31～5/31。未解決の不備ループ問題がどうなるのか懸念されます。